

下級裁判所裁判官指名諮問委員会(第19回)議事要旨

(下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務)

1 日時

平成17年12月9日(金)10:00～16:55

2 場所

最高裁判所公平審理室

3 出席者

(委員)

大川真郎,奥田昌道(委員長),加賀美幸子,金子良隆,佐藤久夫,田尾健二郎,戸松秀典,新村保子,堀野紀(敬称略)

(庶務)

園尾総務局長,戸倉審議官,中村総務局第一課長

(説明者)

山崎人事局長,堀田人事局任用課長

4 議題

(1)協議

- 平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- 平成18年4月期の弁護士任官候補者について

(2)次回の予定について

5 議事

(1)協議

庶務から、前回の委員会以後の経過として、平成17年10月の、経験3年未満の弁護士からの任官候補者、平成17年10月の、修習終了後、実務経験を有しない任官候補者、平成17年度判事補任命候補者及び平成17年下半期の判事任命候補者についての最高裁判所における審議結果、並びに平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者190人のうち、1人が願いを撤回したことが報告された。

次いで、庶務から、「北海道弁護士会連合会から、全国の裁判官指名候補者のうち、過去10年間に札幌高等裁判所及び北海道内の各地方・家庭裁判所に在職していた候補者に関する情報を、現に当該候補者が在職している裁判所等に対応する地域委員会において受け付ける旨の依頼文書を、北海道内の4単位弁護士会全部に対して送付してもらいたいとの要望が出されたので、この要望の取扱いについて検討されたい。」との、札幌地域委員会から当委員会に対する照会について、現時点では従来の当委員会の取扱いを変更すべき事情があるとはまではいえないと考えられるので、札幌地域委員会に対しては、現時点で従来の当委員会の取扱いを変更すべき事情があるとは考えられない旨を連絡してはどうかとの提案がなされた。それを受けて、委員の一部から、一度決めた方針であっても、固定的に考えることはなく、見直しをしていくことが必要ではないかとの意見が述べられたが、今回の札幌地域委員会からの照会については、庶務の提案のとおり対応することとされた。

・ 平成18年上半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、9月9日の当委員会の結果を受け、各地域委員会に対し、指名候補者について情報収集を行い、その結果を取りまとめて送付するように依頼したこと、各地域委員会では、当委員会からの依頼に基づき、情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。また、報告された情報が大部になったことから、12月6日に作業部会が開催され、9月の委員会において重点審議者とされた者についての検討及び重点審議者として追加すべき者の有無についての検討が行われたことも併せて報告された。さらに、地域委員会における情報収集に関し、次のとおり説明がされた。「弁護士からの情報収集の在り方については、9月9日の委員会における取りまとめに基づき、各地域委員会から弁護士会への情報提供の周知依頼の際、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、

適格性に疑義のない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との当委員会の考え方を併せて伝えていただいたところであるが、今回地域委員会から送付された情報を見ると、依然として、弁護士会経由で地域委員会に情報が送付されている例が多く見られる。その大部分は、各弁護士に対し、情報の送付先として、地域委員会の庶務ではなく、弁護士会の事務局を指定して情報提供依頼がされているようであり、その際、情報の送付方法として、一部の例外を除き、ファックスでも受け付けるとされているなど、裁判官人事に関する情報の管理、プライバシー保護の観点からも問題がある状況が窺われるところである。また、情報収集の方式についても、段階評価式アンケートが相当数採用されている。各地域委員会においても、弁護士会経由で提出された情報の適格性について議論がされたようであるが、最終的には、弁護士会経由の情報であっても、具体的事実が指摘され、情報提供者の氏名が明示されているものについては、情報の適格性の最終判断は当委員会に委ねることとして、これを当委員会に送付している。このように、地域委員会から当委員会に提供された情報には、その収集や提供の方法等について問題があるものも含まれているが、作業部会においては、昨年度と同様、顕名により、具体的な根拠事実を記載して提供された情報については、一律に排除することなく、個別に適格性を判断することとし、検討の対象に含めて作業がされた。」

庶務からの報告を受けて、このような弁護士からの情報収集の状況は、これまで再三確認してきた当委員会の方針と異なるものであり、裁判官の独立への影響回避、情報の適格性の確保、プライバシーの保護などの観点から問題があるものと考えられるので、このことを改めて確認し、今後とも、弁護士会に対しては、会員に対し、情報を直接地域委員会の庶務に提供することの周知を行うよう求めることとし、その上で、作業部会と同様に、顕名で具体的事実を指摘するものについては、一律に排除することはせず、個別にその適格性を判断することとして審議を行うこととされた。

作業部会長である戸松委員から、作業部会の検討結果について報告がなされ、その結果を踏まえて、指名候補者189人について、判事に任命されるべき者として指名することの適否

について審議の結果、185人については指名することが適当と、4人については指名することは適当でないとして最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成18年4月期の弁護士任官候補者について

庶務から、9月9日の当委員会の結果を受け、関係する地域委員会に情報収集の依頼をしたこと、当該地域委員会では、当委員会での依頼に基づき情報収集及びその取りまとめが行われ、その結果が送付されたことが報告された。

作業部会における検討結果を踏まえ、指名候補者6人について、地域委員会が収集した情報及び最高裁判所から提供された資料に基づき、裁判官に任命されるべき者として指名することの適否について審議された。審議の結果、4人については裁判官として指名することが適当であると、1人については裁判官として指名することは適当でないとして最高裁判所に答申することとされた。また、1人については、指名することの適否について判断を留保し、次回の委員会で更に審議することとされた。

(2) 次回の予定について

次回の委員会は、平成18年2月6日(月)午後1時30分から開催され、平成18年下半期の再任(判事任命)候補者等について審議することとなった。

以上